○農林水産省告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市仙波町字俵塚二六〇四、二六〇八の一、二六〇九、二六一四、字栃久保二六一五、二六一七、三六七五の一、三六七六の一、三六七七の一、三六七八から三六九八まで、字弘化沢二六一〇から二六一三まで、三六九九から三七〇八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規程に基づき、告示する。

平成二十四年四月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百八十四号で指定した不動沢の土地の区域を除く。）

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町

字滝頭　一九八五番一　一号から三号まで

一九八四番一　四号及び十七号

一九七七番　五号、六号、十五号及び十六号

一九七六番一　七号

一九七五番一　八号

一九七四番一　九号

一九八六番一　十八号

一九八五番三　十九号

字平沢　一八四九番　十三号及び十四号

一八六〇番一　十二号

一九三〇番　十号

乙一九二九番　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上吾妻沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市川内町一丁目字新井山

六七八番　一号

六七七番　二号及び三号

六七六番　四号及び五号

六七三番　六号及び七号

六七一番三　八号

○国土交通省告示第四百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

後野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

埼玉県比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷

二五四八番五　一号

二五五二番　二号から五号まで

二五五一番　六号から九号まで

二五七番一　十号及び十一号

○国土交通省告示第四百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上埜沢の二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県南巨摩郡身延町市之瀬

字日向中村　一一一五番

一一一八番及び一一一九番

一二四六番から一二四九番まで

一二六〇番から一二六四番まで

一二七七番から一二七四番まで

一二七七番及び一二七八番

一二八〇番

一二八七番から一二九〇番まで

一二九二番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○関東地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十六日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	山梨県南巨摩郡南部町福士字切久保二四五五一番一から同町福士字切久保二四三六一番三まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十六日

○関東地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで	前	A 七・五〇～一〇五・二〇	〇・九九三	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 〇・〇〇～一〇九・〇八	〇・七二三	
	後	A 七・五〇～一〇五・二〇	〇・九九三	
		B・C 〇・〇〇～一〇九・〇八	〇・七六八	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

山梨県大月市猿橋町朝日小沢

字ムクロ沢　五四三番　一号

字日向黒柏　五三九番　二号

字手沢　四七三番　三号

字追乗　三六二番一　四号

三六〇番一　五号

三六〇番一　六号

○防衛省告示第九十九号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十四年四月十六日

防衛大臣　田中　直紀

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSLK	一二六	はまゆき	平成二十四年三月十四日
JSSK	五八六	あらしお	平成二十四年三月十九日
JSPJ	六七四	つきしま	平成二十四年三月二十一日